



島根県報

平成24年12月18日（火）

第2,454号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（水 産 課）	2
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（ " ）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	2

告 示**島根県告示第691号**

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	「	年1.2%以内	「	年1.1%以内	を に改める。
	年1.2%以内	年1.1%以内			
	年1.2%以内	年1.1%以内			
	年1.2%以内	年1.1%以内			
	年1.2%以内	年1.1%以内			
	年1.2%以内	年1.1%以内			
	年1.2%以内	年1.1%以内			
	年1.2%以内	年1.1%以内			
」	」				

附 則

- この告示は、平成24年12月19日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成24年12月19日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第692号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「1.2パーセント」を「1.1パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成24年12月19日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成24年12月19日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第693号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年12月18日

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター江津店 江津市敬川町1264番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年8月8日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,419平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

122台（建物敷地北側及び別敷地）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

10台（建物敷地北側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

30平方メートル（建物敷地東側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

34.1立方メートル（建物敷地東側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時00分から午後9時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5箇所（駐車場北側及び別敷地）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後9時00分まで

2 届出年月日

平成24年12月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課（江津市江津町1525番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。